

# I. 巻頭挨拶

## 平成 24 年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会  
会 長 荒 井 史 男

平成 24 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、平素から本会の事業推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 1 月 1 日に商品先物取引法（以下「法」という。）が完全施行されてから丸一年が経過しました。不招請勧誘の原則禁止が導入された一方で、適合性原則や勧誘行為等の詳細を一律に規制していた「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」が廃止され、代わって「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」が公表されるなど規制環境は大きく変化しました。また、従来の国内商品市場取引の受託等を行う会員に加え、外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引を取り扱っている銀行や証券会社が商品先物取引業者となり、新たに会員として参入されるなど本会を取り巻く環境も一変いたしました。そのため、一昨年から法の施行に対応した定款や自主規制規則等の改正を行うとともに、会員にも社内体制の整備にご尽力いただきながら、本会の目的である「商品デリバティブ取引等の公正化・円滑化」と「委託者等（投資家）の保護」に取り組んでまいりました。

また、会員と共に平成 18 年 12 月からトラブル解消に取り組んできた甲斐もあって、本会に申出のあった苦情や紛争の件数も大幅に減少し続けており、ピーク時から見れば苦情は 12 分の 1 に、紛争は 9 分の 1 に減少しています。こうした状況は国民生活センターに寄せられた相談等の件数でも同様であると承知しております。

これらのデータは、これまでの業界を挙げた積極的な取り組みの成果が表れたものであると考えております。本年も、この取り組みを発展的に継続していくため、また、会員が商品先物取引業務を円滑に運営し、かつ、コンプライアンス体制の整備を援助するため、次の 3 点を重点的に取り組んでまいります。

第一に「商品デリバティブの特徴に対応した会員のコンプライアンスの確保・向上」です。会員の取り扱う取引やビジネスの類型に応じたコンプライアンス上のリスクの抽出とそれに関する情報の提供、主務省の法令解釈や監督の方針、国際規制の動向などに関する情報提供を行い、会員が効率的にコンプライアンスを確保・向上できるよう支援を行ってまいります。

第二に「商品先物取引業者と投資家の信頼関係の醸成」です。これは会員側と投資家側の両面からアプローチする必要があると考えております。これまでも会員には顧客重視の

考えのもとに営業を行っていただいておりますが、外務員のコンプライアンス意識や取扱商品に関する知識の向上によって、さらに顧客重視のマインドを深めていただく方策を考えてまいります。また、顧客である投資家に対しても、取引対象商品や商品デリバティブ取引の仕組み等に関する分かりやすい説明書類を作成するなどの工夫を行って、投資家の知識や経験に応じたリテラシーの向上を図ってまいります。

第三に「商品デリバティブ取引に対する社会的信頼の向上」です。会員の事業基盤は様々ですが、その中の一社が商品デリバティブ取引に関する不祥事を起こした場合、社会的な影響は会員全般に及ぶこととなりますので、自浄作用を発揮することが重要となります。そこで、違反等行為を行った会員の制裁や役職員等の処分を厳格に行うとともに、会員の業務状況を把握してコンプライアンスに関するアラートを発出することを考えています。

欧州各国の債務問題などを受け、国内の経済状況は予断を許さない状況にあります。我が業界も引き続き厳しい環境にありますが、金の活況やコメの試験相場なども相俟って、昨年の国内商品取引所の出来高には反転の兆しも見られるようになりました。本年は辰年です。関係者から期待される「辰巳天井」という格言のような一年にするためには、価格形成機能、リスクヘッジ機能、資産運用機能といった産業インフラとしての商品先物市場の本来的な機能が発揮されなければならないことは勿論ですが、業界関係者がこの十年余の間、営々と積み重ねてきたコンプライアンスへの取り組み姿勢を社会にアピールし、引き続き不断の努力を続けることにより、投資家の商品先物取引に対する信頼を得ることが肝要であり、その結果として国内外の商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引への参加者が増えることを期待しております。業界関係者が一丸となって新たな発展のためにご尽力いただくことを心よりお願いし、そのために、本会も微力ながらお役に立つことができるよう努力する所存であります。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶いたします。

以 上

## Ⅱ. 主務省寄稿

平成 24 年 年 頭 所 感

農林水産省食料産業局

商品取引グループ長 徳田 啓史様

新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。平素から商品先物行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年 9 月 1 日に現職に着任し、皆様方とのご縁をいただきましたこと、誠にありがたく感謝しております。その上で、前職が原発関係の仕事だったこともあり、是非とも触れさせて頂きたいこと、やはり忘れてはならないこととして、昨年は、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故、その後の集中豪雨や台風が相次ぎ、我が国の経済社会に甚大な被害をもたらしましたことです。これらの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対しまして慎んでお見舞いを申し上げます。

さて、商品先物取引業界を取りまく状況については、72 年ぶりに米の試験上場が開始されたことや金の取引の活況等により、国内市場取引の出来高がわずかとは言え 8 年ぶりに増加へ転じました。商品先物市場は社会の公器であり、重要な産業インフラであることは言うまでもありませんが、その機能を十分に発揮するためには、引き続き市場の信頼性を確保し、流動性を高めていくことが重要であります。

もとより、農産物の先物市場は、我が国、そして世界にとっても長い歴史があり、重要な役割を果たしており、今後、我が国の農業を成長産業として十分に発展させる上でも、なくてはならないツールのひとつだと考えております。農林水産省としましては、農産物市場が本来持っているリスクヘッジや適切な価格形成等の機能を十分に発揮できるよう、関係業界の皆様の御意見も十分に伺いながら、商品市場のあり方などを考えて参ります。

また、昨年 7 月 1 日に試験上場が認可され 8 月 8 日から取引が開始された米先物取引について、その価格動向、取引量の動向、取引参加者の状況、その他関連する情報を収集・整理し、「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」として四半期ごとに公表して、国民に対し、米の先物取引の実施状況について透明性を持った情報の提供を積極的に行っているところであります。こちらについても、皆様方からの御意見・御助言を虚心坦懐に受け止めさせていただきたいと考えております。

さらに、総合取引所構想について、若干触れさせていただきます。これまでも、平成 24 年の通常国会を目指して必要な法案の提出を準備することが確認されておりましたが、現在、その作業を加速化しているところであります。農林水産省としては、これまでと同様、農産物市場の存続・発展を第一に考え、取り組みを行って参りますので、御助言を賜

れば幸いです。

最後に、この場をお借りして改めて紹介させていただきますが、農林水産省では昨年9月に大幅な組織改正を行い、新たに「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、産業としての育成を図るため食料産業局を設置いたしました。今後は既存の枠組みを超えた分野でのチャレンジを行っていくことが、この新しい組織の主要な任務となります。その中で、商品先物取引につきましては、重要な政策分野の一つとして位置づけられ、新たに「商品取引グループ」が設置されたところであります。

本年も職員が一丸となり、適切な商品先物行政の推進に努めて参りますので、引き続き、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

以 上

### Ⅲ. 商品CFD取引及び外国商品市場取引に関する自主規制措置の考え方について

店頭商品デリバティブ取引のひとつである商品CFD取引と外国商品市場取引につきましては、昨年1月1日に完全施行された商品先物取引法（以下「法」という。）により新たに商品デリバティブ取引として規制されたことから、実際にこれらの取引を取り扱っている会員からヒアリングを行い、実態を把握した上で自主規制に関する検討を開始することとしました。

そこで、昨年3月以降、商品CFD取引を取り扱っている会員18社、外国商品市場取引を取り扱っている会員4社からヒアリングを実施し、それらの取引に関する自主規制の考え方を取り纏め、商品CFD取引に関しては第98回理事会（7月20日開催）において、外国商品市場取引に関しては第101回理事会（11月16日開催）において、それぞれ報告いたしました。

その考え方の概要は以下のとおりです。

#### 1. 商品CFD取引に関する自主規制措置の考え方について

(1) 商品CFD取引は、国内商品市場取引等と同様に法、商品先物取引法施行令（以下「政令」という。）及び商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）に基づいて様々な規制の適用を受けています。

特に、個人顧客を対象とする商品CFD取引に対しては、①不招請勧誘禁止の全面適用、②20倍までのレバレッジ倍率の制限、③ロスカット取引の義務付け、④顧客資産の信託措置の義務付け、⑤契約締結前交付書面の記載事項の特則などの規制があります。

(2) こうした法規制を踏まえると、商品CFD取引に関する自主規制措置を検討する際の論点としては、次のような事項が考えられます。

##### ① 対面取引に伴う苦情・紛争の防止

現在、商品CFD取引を取り扱う会員の殆どは勧誘を伴わないインターネット取引をビジネスモデルとしていますが、一部の会員では対面取引による事業を展開しています。対面取引はインターネット取引と異なり登録外務員が介在するため、個人顧客を対象とする不招請勧誘の禁止、契約締結の勧誘から個々の取引等の局面における断定的判断の提供等の禁止行為が適用され、これらの禁止行為に係る苦情・紛争を惹起する可能性があることに注意が必要です。

そこで、対面取引で商品CFD取引を取り扱う会員を対象に、業務運営の実態、苦情・紛争の発生状況及びこれらの処理に係る社内体制等を調査し確認した上で、必要に応じて改善指導を行う必要があります。

## ② 分離保管体制の確認

法第 210 条第 1 項第 2 号において、個人顧客から預託を受けた顧客財産の分離保管措置は信託会社等との間で信託契約を締結することとされ、その具体的な措置は省令第 98 条の 3 において信託契約の内容等が規定され、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」にも分離保管すべき金銭の確認体制についての留意事項が示されています。

このように信託契約により保全措置する制度であり、基本的に行政による監督が行われることから、その状況も見つつ、顧客財産の保全措置について自主規制により補完する必要の有無を検討することとします。

## ③ ロスカット取引の実行体制

省令第 103 条においてロスカット取引を的確に実行するための体制整備が求められていますが、商品 CFD 取引に参入した商品先物取引業者の殆どが、これまで FX 取引を取り扱ってきた金融商品取引業者であり、取引の仕組みや取引に係るシステム等が証券 CFD 取引や FX 取引と共通する部分が多いため、基本的には日本証券業協会や金融先物取引業協会の自主規制と同じ方向性で対応することが望ましいと考えられます。

そこで、取引対象とする原資産の違いから当然に生じる価格変動率の相違等を踏まえ、ロスカットの水準に係る基準値やロスカット判定の間隔に関して検証するとともに、実際に商品 CFD 取引を取り扱う会員の意見を汲み上げるための方策について更に検討することとします。

## 2. 外国商品市場取引に関する自主規制措置の考え方について

(1) 外国商品市場取引も国内商品市場取引等と同様に法、政令及び省令に基づき、開業規制、行為規制等の様々な規制を受けていますが、国内商品市場取引との大きな違いとして、個人顧客を対象とする場合にあっては、①不招請勧誘の禁止が適用されない損失限定取引が国内商品市場取引でしか導入されていないため、実質的に不招請勧誘の禁止が適用されていること、②顧客資産の信託措置が義務付けられていることがあげられます。

(2) こうした法規制を踏まえると、外国商品市場取引に関する自主規制措置を検討する際の論点としては、次のような事項が考えられます。

① 外国商品市場取引は国内商品市場取引に比べて取引の規模が小さいこと、個人顧客を対象とするビジネスモデルが勧誘を伴わないインターネット取引であること、法人顧客を対象とする事業も顧客数が極めて少なく、特定委託者や特定当業者に該当する法人が事業の一環として取引していることから、個人顧客を対象とした取引のあり方をメインテーマとし、②のとおり対処することが考えられます。

② 本会の自主規制規則である商品先物取引業務に関する規則（以下「規則」という。）第 9 条において、「会員は、顧客との商品デリバティブ取引に関する取引証拠金又は保証金（以下「証拠金等」という。）の受け入れ、取引の執行及び決済、証拠金等の返還等については、法令諸規則及び会員の定める契約関係書面の定めるところにより行わなければならない。」と規定しています。

また、日本証券業協会では、海外証券先物取引等に関して取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を規則に定め、その内容を盛り込んだ参考様式を協会員に示しています。金融先物取引業協会でも、海外金融先物取引口座設定約諾書等のひな形を作成し、「受託業務の内容や海外金融先物取引の執行地の法令規則、執行取引所の規則等の定めるところに応じ、必要な追加または変更を加えること。」との留意事項を付して協会員に示しています。

そこで、個人顧客向けの外国商品市場取引に今後とも商品先物取引業者の参入が見込まれることから、規則第 9 条に規定する「会員の定める契約関係書面」についてひな形を作成するなどしてある程度共通化することとし、引き続き会員からヒアリングを行って検討することとします。

以 上

## IV. 平成 23 年（1 月～12 月）の相談状況及び苦情、紛争処理状況について

平成 23 年 1 月より商品先物取引法が完全施行され、1 年が経過したことから、この 1 年に本会相談センターが受け付けました相談、苦情及び紛争について集計し、平成 22 年との比較・分析を行い、資料として取り纏めました。

### 1. 相談（問い合わせ）の受付状況等

#### ○ 相談の受付件数

	平成 23 年	平成 22 年
現会員に関するもの	355 件	339 件
<<内訳>>国内商品	(323 件)	
外国商品	( 7 件)	
店頭商品	( 25 件)	
元会員に関するもの	144 件	99 件
その他	446 件	577 件
合 計	945 件	1,015 件

注 1. 「現会員に関するもの」は、集計時点の会員で名称が判明した件数です。

注 2. 「元会員に関するもの」は、受託業務廃止等ですでに会員でない社で名称が判明した件数です。

- 平成 23 年における相談の受付件数は 945 件で、平成 22 年（前年）の 1,015 件と比べて 70 件（6.9%減）減少しました。
- 内訳をみると、「現会員に関するもの」の比率は平成 23 年が 37.6%と前年の 33.4%とほぼ同水準でしたが、「元会員に関するもの」は平成 23 年が 15.2%と前年の 9.8%と件数にして 45 件の大幅増加となりました。
- 「元会員に関するもの」が大幅に増加した原因としては、3 月以降、既に受託業務を廃止した商品先物引業者と取引していた顧客あてに「事前に現金を振り込めば、損の全部または一部を取り戻すことができる等の内容の電話があり入金をせまられた」との相談が 100 件を超えたことがあげられます。

これに伴い本会では、4 月 6 日、6 月 23 日及び 9 月 22 日にそれぞれホームページに注意喚起の文書を掲載しました。また、同様の注意喚起が農林水産省並びに経済産業省等の関係各所から発信され、11 月 10 日には独立行政法人国民生活センターより『廃業した国内商品先物取引業者から被った損金を「取り戻す」という怪しい勧誘－「隠し財産が見つかった」「返金される」の言葉にだまされないで！－』との報道発表がなされました。

- 商品先物取引法（以下「商先法」という。）施行後に会員となった商品先物取引業者の扱う外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する相談は 32

件で、「現会員に関するもの」の全相談件数 355 件の 9.0%を占めました。相談内容としては、「電話番号を教えてください」、「パスワードを失念してしまった」などが大半でした。

## ○ 相談の内容別件数

	平成 23 年	平成 22 年
無許可・無登録業者に関するもの	① 91 件 (9.6%)	① 211 件 (20.8%)
損金を取り戻せるか否かに関するもの	② 75 件 (7.9%)	② 106 件 (10.4%)
勧誘に関するもの	③ 57 件 (6.0%)	③ 85 件 (8.4%)
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	④ 48 件 (5.1%)	④ 48 件 (4.7%)
勧誘に関するもの	⑤ 39 件 (4.1%)	⑤ 44 件 (4.3%)
取引証拠金に関するもの	⑥ 35 件 (3.7%)	⑨ 27 件 (2.7%)
その他（上記以外）	600 件	494 件
合 計	945 件	1,015 件

注 1. 相談件数前記の丸数字は、当該年の件数順位を示しています。

注 2. 前年の相談であった店頭取引、例えばロ・ロンドンまがい取引等は「海外先物取引所取引に関するもの」に含めて分類していますが、上表では「無許可・無登録に関するもの」として表示しています。

- ・ 相談の内容別件数の多い順に件数をみると、平成 23 年と前年の第 1 位から第 5 位までの順位に変動はありませんでした。
- ・ 平成 23 年も「無許可・無登録業者に関するもの」が 91 件（9.6%）と最も多かったものの、前年に比べて件数、比率とも半減しました。  
平成 22 年 11 月から平成 23 年 1 月までは毎月 30 件前後と商先法施行前後に集中していましたが、本会を始めとする関係各所の注意喚起もあって、昨年 8 月以降は 10 件以下で推移しています。
- ・ 「勧誘に関するもの」のうち、商先法施行とともに導入された制度の関係で損失限定取引（不招請勧誘禁止の例外である商品取引契約。以下「スマート C X」という。）に係る勧誘についての問い合わせが散見されましたが、全体としては前年に比べて件数、比率とも減少しました。
- ・ 「取引証拠金に関するもの」の順位は第 6 位（35 件、3.7%）と前年の第 9 位

(27件、2.7%)から上昇しました。

その理由の一つとしては、やはり商先法施行とともに導入されたスパン証拠金制度に関する相談があげられます。

## 2. 苦情等の受付状況

### ○ 苦情等の受付件数

	平成 23 年	平成 22 年
苦情	56 件	37 件
直接紛争仲介	9 件	19 件
合 計	65 件	56 件

- 平成 23 年の苦情件数は 56 件で、前年の 37 件に比べ、19 件 (51.4%増) の大幅な増加となりました。これは、昨年後半の欧州危機等の影響もあって、世界的な商品価格の変動が大きかったことが背景にあると考えられます。  
なお、「苦情」と「直接紛争仲介」の合計 (以下「苦情等」という。) 件数は 65 件で、前年の 56 件に比べ、9 件の増加に止まり、増加率は 16.1%で苦情件数の増加率 51.4%増と比べて比較的落ち着いた水準となりました。
- 苦情 56 件を取引開始時期別にみると、商先法施行後の事案 (未取引 10 件を含む) は 37 件で、残りの 19 件は商先法施行前に取引を開始したものでした。
- 苦情 56 件を商品デリバティブ取引別でみると、国内商品市場取引に関するものが 53 件、店頭商品デリバティブ取引に関するものが 3 件となっています。  
また、国内商品市場取引に関するもののうち、本会の会員と提携する商品先物仲介業者に係るものが 1 件ありました。

### ○ 申出事由類型別

	平成 23 年	平成 22 年
不当勧誘類型	50 件	38 件
一任売買類型	2 件	4 件
無断売買類型	6 件	4 件
仕切回避類型	6 件	8 件
その他	1 件	2 件
合 計	65 件	56 件

- 平成 23 年は「不当勧誘類型」が 50 件と苦情等全体の 76.9%を占めています。前年は同類型が 38 件と 67.9%であったことからその比率が増加しました。
- 苦情等 65 件のうち、商先法施行後の事案である 37 件では、申出内容において

「不招請勧誘に関連するもの」が 12 件ありました。また、「スマート C X の勧誘を受けたもの、あるいは当該取引を実際に行ったもの」の苦情は 14 件（うち、未取引は 6 件）でした。

○ 不当勧誘類型に占める未取引の割合

	平成 23 年	平成 22 年
苦情件数	56 件	37 件
不当勧誘類型	44 件	24 件
うち未取引（比率：％）	10 件（22.7％）	5 件（20.8％）

- ・ 苦情 56 件のうち、不当勧誘類型に属する苦情 44 件の中で取引開始に至っていない未取引の件数は、平成 23 年は 10 件で、前年の 5 件に比べて増加しました。
- ・ なお、上記未取引の苦情申出の対象となった会員 7 社に対しては、平成 23 年 1 月 26 日開催の第 92 回理事会で決議した「商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく措置について」により、当該苦情発生の経緯、勧誘に関する社内管理体制の実情等について同規則第 19 条第 2 項に基づく報告書の提出を求めました。

3. 紛争仲介の受付状況等

○ 紛争仲介受付件数

	平成 23 年	平成 22 年
紛争仲介件数（うち、直接紛争仲介件数）	24 件（9 件）	35 件（19 件）

- ・ 平成 23 年における紛争仲介受付件数は 24 件で、前年の 35 件に比べて 11 件（31.4%減）の減少となりました。
- ・ 取引開始時期別にみると、商先法施行後の事案は 6 件であり、残りの 18 件は商先法施行前の事案でした。
- ・ 紛争仲介直接申出事案 9 件の申出内容において、「不招請勧誘に関連するもの」及び「スマート C X の勧誘を受けたもの、あるいは当該取引を実際に行ったもの」は皆無でした。
- ・ 商品デリバティブ取引別でみると、24 件全ての事案が国内商品市場取引に関するものでした。

○ 申出事由類型別

	平成 23 年	平成 22 年
不当勧誘類型	16 件	25 件
一任売買類型	0 件	1 件
無断売買類型	3 件	4 件
仕切回避類型	5 件	4 件
その他	0 件	1 件
合 計	24 件	35 件

- 平成 23 年は「不当勧誘類型」が 16 件と紛争仲介全体の 66.7%を占めています。前年は同類型が 25 件と紛争仲介全体の 71.4%であったことに比べ、その比率が減少しました。

○ 申出人の請求額

紛争仲介に係る申出人の請求額	平成 23 年	平成 22 年
100 万円未満	5 件	2 件
100 万円以上 1,000 万円未満	11 件	12 件
1,000 万円以上 5,000 万円未満	8 件	16 件
5,000 万円以上	0 件	5 件
合 計	24 件	35 件

- 平成 23 年に受け付けた 24 件の紛争仲介に係る申出人の請求額は、「100 万円未満」が 5 件（前年 2 件）、「100 万円以上 1,000 万円未満」が 11 件（前年 12 件）、「1,000 万円以上 5,000 万円未満」が 8 件（前年 16 件）、「5,000 万円以上」が 0 件（前年 5 件）で、1,000 万円未満の事案が全体の 66.7%（前年は 40.0%）を占めていました。また、その平均金額は約 902 万円でした。

なお、前年の 35 件の平均金額が 3,912 万円でしたので、前年より 1 件あたりの損金額は大幅に減少しました。

以 上

## V. 統計資料

### 1. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

#### (1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京工業品取引所](#)

[\(株\)東京穀物商品取引所](#)

[関西商品取引所](#)

#### (2) 統計データ

日本商品先物振興協会

[業界統計データ](#)

(株)日本商品清算機構

[出来高速報](#)

日本商品委託者保護基金

[委託者資産保全措置の状況](#)

#### (3) (一般向け) 先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京工業品取引所

[先物・オプション入門](#)

(株)東京穀物商品取引所

[「農産物先物取引」講座](#)

関西商品取引所

[商品先物取引ガイド](#)

#### (4) (資格試験・社内研修用) 外務員テキスト(仮)「商品先物取引法」発刊のご案内

明治大学法科大学院長・教授 河内隆史先生と早稲田大学大学院法務研究科教授 尾崎安央先生との共著によるテキストが、今春、株式会社商事法務より発刊される予定です。発刊されましたら会員には改めてご案内申し上げます。

## V. 統計資料

### 2. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (年度末) (千枚)	商先業者 国内市場 売買枚数 (千枚)	国内取引を 行う社の 外務員数 (年度末) (人)	手数料収入 (百万円)	
	全体	国内取引を 行う社						
平成11年度		110	176,565	2,271	155,456	13,596	284,219	
平成12年度		106	222,293	2,731	206,837	14,132	297,306	
平成13年度		105	254,387	2,795	225,333	14,757	321,176	
平成14年度		100	284,971	2,672	250,106	14,773	339,061	
平成15年度		97	311,580	2,670	268,384	14,894	345,757	
平成16年度		96	269,357	2,051	240,745	14,611	292,154	
平成17年度		86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	
平成18年度		79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	
平成19年度		70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	
平成20年度		49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	
平成21年度		37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	
平成22年度	53	33	63,510	393	44,654	2,784	44,236	
平成23年度 (前年同期比)	4月	55	33	5,378	397	4,132	2,748	3,934
	5月	57	33	5,078	417	3,759	2,797	3,706
	6月	58	33	5,203	444	3,865	2,856	3,873
	7月	58	33	4,849	458	3,529	2,861	3,343
	8月	59	33	8,542	414	6,203	2,831	5,969
	9月	59	33	6,753	404	5,107	2,511	4,616
	10月	59	33	5,448	404	4,256	2,488	3,505
	11月	59	33	5,036	423	3,921	2,506	3,643
	12月	59	33	4,970	390	3,961	2,480	3,508
平成23年度 (前年同期比)			51,258 112.09%	—	38,735 123.02%	—	36,097 113.20%	

(注) 商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内商品市場取引に限り主務大臣より許可を得て営業を行っていた。

(注) H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

出典： 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)



商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成23年12月31日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
5,000名以上 10,000名未満	2	0
1,000名以上 5,000名未満	3	0
500名以上 1,000名未満	0	0
450名以上 500名未満	0	0
400名以上 450名未満	0	0
350名以上 400名未満	0	0
300名以上 350名未満	1	1
250名以上 300名未満	1	1
200名以上 250名未満	1	0
150名以上 200名未満	1	1
100名以上 150名未満	8	8
50名以上 100名未満	7	6
25名以上 50名未満	9	8
10名以上 25名未満	15	6
10名未満	11	2
合 計	59	33
外務員総数(名)	28,267	2,480

注) 登録外務員数1,000名以上の5社はいずれも銀行である。

銀行関係(6社)の外務員数は25,494名であり、全体の89.3%となっている。

商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別

※平成23年12月31日現在

(単位：社)

10名以上	1 (266名)
10名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	276

## V. 統計資料

### 4. 平成23年度 苦情・紛争受付状況（12月分）

#### (1) 12月の苦情・紛争仲介・問い合わせ受付状況に関するコメント（平成24年1月12日）

##### ① 苦情の受付状況

苦情申出は8件(前年同月4件)であった。申出事由はいずれも「不当勧誘類型」に分類されるものであったが、未取引の苦情はなかった。平成23年度4月～12月の累計は43件(前年度4月～12月は30件)で前年比13件増(43.3%増)で推移している。

##### ② 紛争仲介の受付状況

紛争申出は2件(前年同月1件)であり、うち、紛争直接申出は1件であった。平成23年度4月～12月の累計は16件(前年度4月～12月は21件)で前年比5件減(23.8%減)で推移している。

##### ③ トラブル解決の受付状況

苦情申出に紛争直接申出を加算した件数(相談センターに解決を委ねられたトラブルの件数)は9件[苦情申出8件+紛争直接申出1件](前年同月4件)であった。

平成23年度4月～12月の累計は50件(前年度4月～12月は40件)で前年比10件増(25.0%増)で推移している。

このように、トラブル解決の申出が増加した背景には、最近、欧州の金融危機等の影響もあって、商品価格の変動が大きかったことが背景にあると考えられる。

##### ④ 問い合わせの状況

問い合わせは66件(前年同月99件)であった。

その内訳は、現会員に関するもの25件(37.9%)、元会員に関するもの9件(13.6%)、その他32件(48.5%)となっている。

その他のうち、海外先物等に関するもの(無許可・無登録業者に関するもの)は7件で21.9%を占めている。

平成23年度4月～12月の累計は674件(前年度4月～12月は745件)で前年比71件減(9.5%減)で推移している。

(2) 12月の苦情・紛争仲介・問い合わせ受付状況(件数)

苦情・紛争仲介・調停受付状況

	22年度					23年度																				
	苦情(C)	紛争仲介	うち紛争仲介直接申出(D)	(C)+(D)	調停	苦情(C)	国内商品	外国商品	店頭商品	うちスワップ	うちCFD等	紛争仲介	国内商品	外国商品	店頭商品	うちスワップ	うちCFD等	うち紛争仲介直接申出(D)	(C)+(D)	調停	国内商品	外国商品	店頭商品	うちスワップ	うちCFD等	
4月	0	0	0	0	2	3	2	0	1	0	1	4	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
5月	3	2	1	4	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	
6月	4	3	1	5	2	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	
7月	5	2	2	7	0	4	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	
8月	4	3	2	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	
9月	3	3	0	3	0	6	5	0	1	0	1	4	4	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	
10月	3	5	2	5	0	4	4	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	
11月	4	2	2	6	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	
12月	4	1	0	4	0	8	7	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	
1月	4	0	0	4	0																					
2月	5	5	1	6	0																					
3月	4	3	1	5	0																					
合計	43	29	12	55	4	43	40	0	3	0	3	16	16	0	0	0	0	7	50	0	0	0	0	0	0	
4月～12月	30	21	10	40	4	43	40	0	3	0	3	16	16	0	0	0	0	7	50	0	0	0	0	0	0	

問い合わせ受付状況

	22年度			23年度								
	問い合わせ	うち海外先物等	うち FX	問い合わせ	現会員	国内商品	外国商品	店頭商品	元会員	その他	うち海外先物等	うち FX等
4月	71	13	1	68	30	26	0	4	12	26	9	1
5月	73	14	1	62	16	15	0	1	6	40	13	1
6月	94	18	2	75	21	19	0	2	15	39	13	1
7月	94	12	1	68	29	24	0	5	7	32	10	0
8月	68	12	2	89	37	32	2	3	25	27	9	0
9月	75	21	2	101	34	30	0	4	28	39	6	2
10月	81	18	0	88	40	38	2	0	11	37	8	0
11月	90	25	2	57	24	22	1	1	12	21	6	0
12月	99	27	2	66	25	23	1	1	9	32	7	0
1月	110	32	7									
2月	72	12	2									
3月	89	12	2									
合計	1,016	216	24	674	256	229	6	21	125	293	81	5
4月～12月	745	160	13	674	256	229	6	21	125	293	81	5

不当勧誘類型に占める未取引

	22年度		23年度	
	不当勧誘	未取引	不当勧誘	未取引
4月	0	0	2	0
5月	2	0	3	0
6月	3	0	6	2
7月	7	1	3	2
8月	6	0	3	2
9月	2	1	8	2
10月	4	2	5	0
11月	2	1	2	0
12月	2	0	9	0
1月	2	0		
2月	5	1		
3月	2	1		
合計	37	7	41	8

※上記問い合わせの「現会員」は集計時点の会員で名称が判明した件数である。  
 ※上記問い合わせの「元会員」は受託業務廃止等ですでに会員でない社で名称が判明した件数である。  
 ※上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

申出事由類型別状況

申出事由	22年度			23年度		
	件数	比率%	実会員数	件数	比率%	実会員数
不当勧誘類型	37	67.3%	18	41	82.0%	16
一任売買類型	4	7.3%	3	1	2.0%	1
無断売買類型	6	10.9%	6	4	8.0%	4
過当売買類型	1	1.8%	1			
仕切回避類型	7	12.7%	6	3	6.0%	3
返還遅延類型	0	0.0%	0			
連絡不備類型	0	0.0%	0			
その他	0	0.0%	0	1	2.0%	1
合計	55	100.0%	22	50	100.0%	18

※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。  
 ※「申出事由分類」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。

紛争の処理状況

紛争仲介		あっせん又は調停の別	処理結果			
申出件数	繰越件数		解決	取下げ	打切り	処理中
16	13	あっせん	12	0	9	8
		調停	0	0	0	

※本会の紛争仲介は、その手続き内容により、「あっせん」又は「調停」のいずれかに集計される。

## 編集後記

■新年あけましておめでとうございます。

さて、昨年は「アラブの春」で年を開け、ユーロ危機と米国財政危機に揺れ動き、我が国では東日本大震災が発生するなど、多くの人にとって忘れ去りえない年になかったのではないのでしょうか。

また、商品先物取引業界を巡る環境も依然と厳しい状況下にありましたが、ひとつの光明として国内の商品取引所の取引高に回復の兆しが見えは始めました。本年はこの回復基調が確実に定着し、商品先物市場が本格的に活性化することを期待したいものです。

■昨年1月に「商品先物取引法」が完全施行され早1年が経過しました。

本号（第3号）では農林水産省の得田商品取引グループ長に年頭所感を寄稿していただきました。

また、本号ではこの1年間の本会に寄せられました苦情・紛争等の受付状況を集計し分析いたしました。

■今春、外務員資格試験・社内研修用の外務員テキスト「商品先物取引法（仮）」と「入門先物市場（仮）」が㈱商事法務、東洋経済新報社よりそれぞれ発刊されることとなりました（予定）。

■次回の会報第4号は本年5月を予定しております。今後も、本会報では、会員の利便性に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。ご意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

[soumu@nisshokyo.or.jp](mailto:soumu@nisshokyo.or.jp)

2012年1月 日本商品先物取引協会役職員一同